



(公社) 宅建協会 相模南支部
会 員 各 位

(公社) 宅建協会 相模南支部
支 部 長 松元 定示
研修相談委員長 伊藤 雅彦
[印章省略]

相談事業に関する研修会の開催について

拝啓 清秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

本会では、不動産取引のトラブル防止と安心・安全な取引の実現を目的に、各相談所で会員や消費者からの相談に対応しています。昨年度に続き、本年度も顧問弁護士・司法書士を招き、会員の皆様の知識向上の機会として下記の内容で研修会を開催致します。

伊藤弁護士には、改正区分所有法が令和 8 年 4 月 1 日に施行されたことを踏まえ、区分所有建物で起こりやすいトラブル事例を取り上げ、専有部分と共用部分の判断や、修繕費用の負担割合など、実務上判断に迷いやすいポイントについて、具体的な事例を交えて分かりやすく解説していただきます。

井口司法書士には、最近行われた不動産登記制度の変更点や、令和 9 年 4 月から予定されている対面での本人確認時の IC チップ読み取りなど、実務に関わる最新の情報について解説していただきます。いずれも不動産取引に携わる上で重要な知識となりますので、ぜひご参加くださいようご案内致します。

また、研修会終了後に伊藤弁護士と井口司法書士を囲んで懇親会を開催しますのであわせてご参加をお願い申し上げます。

なお、この研修会は、本会の目的である宅地建物の流通の円滑化を図り、以て公共の福祉の増進に寄与するためのテーマとして実施します。

敬具

記

日 時： 令和 8 年 1 1 月 9 日 (月) 1 4 時 ～ 1 6 時 3 0 分 (受付 1 3 時 3 0 分～)

場 所： ユニコムプラザさがみはら セミナールーム 1

相模原市南区相模大野 3-3-2 bono 相模大野サウスモール 3 階

内 容： 1. 講師：伊藤信吾 弁護士 ①区分所有建物におけるトラブル事例
(専有部分・共用部分の判断、修繕費用の負担割合について)

2. 講師：井口 学 司法書士 ①昨今の不動産登記制度の変更点
②新しい本人確認の仕組み

※研修会終了後に、顧問弁護士、司法書士を囲んで懇親会を開催します。

時間：17 時～ 場所：チャイニーズガーデンレストラン新福記(南区相模大野 3-2-1-6F)

会費：3,000 円(当日集金)

※本研修会では円滑な進行を図るため事前質問を受け付けます。質問される方は 11 月 2 日(月)

までに下記の FAX 又はメールアドレスにご提出ください。(フリーフォーマット)

参加ご希望の方は下記にご記入の上、1 1 月 2 日(月)までに F A X 又は e-mail でお申込み下さい。

事務局 FAX：0 4 6 - 2 0 6 - 2 0 1 1 e-mail：shibu@takken-sagami.or.jp

貴社名	参加者氏名	研修会	懇親会
		出席・欠席	出席・欠席